

## 近世国家の文書管理

### — 18～19世紀中期・仙台藩の「人数帳引合」 —

高木正朗

はじめに

- 1 出生と「人数帳引合」
- 2 改名と「人数帳引合」
- 3 人頭替と「人数帳引合」
- 4 土地売買と「人数帳引合」
- 5 奉公と「人数帳引合」
- 6 人数改帳への「病死」登録

おわりに

### はじめに

本稿は一つの疑問を解くことを目的として書かれた。その疑問とは、近世国家はその官僚機構が毎年作成し続ける多種多様な文書に対して、どのような方法で（文書間の）整合性・体系性を担保し、全体を統一的に管理しようとしたのかというものである。この設問は一見したところ至極単純にみえるかもしれない。しかしわれわれは、それに対する妥当な回答を用意しようとするや否や、その作業には容易ならざるものがあると痛感せざるをえないのである。一方で人は、例え困難な課題であっても、それが難しければ難しいほど興味をそそられるものである。いずれにせよ、この疑問に一定のあたりをつけるためには、具体例が必要である。

そこで、ここでは仙台藩の人数改帳（人別帳とも呼称）を支柱にすえ、役人たちが使用した「にんずうちょうひきあわせ人数帳引合」という言葉をキーワードとして、行政文書間

の体系性・整合性が、一年毎にどのように保持されたかを解明しようと試みる。ここで扱う文書は人数改帳と、庶民のライフコースにおける重要イベントである出生、改名、戸主交代、土地売買、奉公、死亡文書である（但し、議論の約半分は、4節にあてられた紙幅から容易に理解しうるように、土地売買と人数改帳の関係解明に充てられる）。この作業を通じて、筆者は仙台藩の人数改帳の機能（役割）を明確にするつもりである。

よく知られているように、日本の近世国家は統治手段として多数の法令・規則を布達し、武家と庶民を支配・統制した。これに対応して、町や村は多様な文書<sup>もんじょ</sup>を作成・提出・保存する義務を負い、法令の実効性にはバラツキがあったが、一般に驚くほど忠実にそれを実行した。こうした文書は権力側の法制的・経済的・社会的な統治手段として作成されたが、それは支配者のみならず被支配たちにも一定の効用があったので、相互に体系性と整合性を保持しておく必要があった。

陸奥国・仙台藩も二百数十年にわたって多種多様な村方文書を作成させた<sup>1)</sup>。文書の種類を地方（郡村のレベル）から見ると、今のところ5種程度に大別できるかと考えられる。第1に帳<sup>ちやう</sup>、第2に調・書上<sup>しらべ かきあげ</sup>、第3に願書<sup>ねがいしょ</sup>、第4に留書<sup>とめがき</sup>、第5に證文・その他である。帳は地方支配に不可欠の基本簿冊であり、検地帳をはじめとして田地見帳、物成小割帳、人数改帳、類族改帳、鉄炮改帳、出減改帳などがある（これらの帳面はしばしば「御」を付けて表記される）。調・書上は権力が提出（回答）を求めた情報の控え文書であり、奉行や代官が廻村して閲覧するものを含み、赤子出生調、懐婦書上<sup>さんでん</sup>、散田書上などがある。

願書は藩（国家権力）にたいする百姓町人の許可願であり、肝入・検断から大肝入、大肝入・町検断から代官・郡奉行<sup>こおり ぶ ぎやう</sup>・町奉行などに提出、証印<sup>きき</sup>（聞判<sup>はん</sup>）をえるための文書で、高分遜願書、御暇願書、改名願書などがある。留書は肝入・大肝入が作成した庶務綴りで、その典型は用留と称する大部の簿冊である。そこには藩の法令・条目、代官の布達、帳付けまえの下書き、出入<sup>でいり</sup>（紛

争)の記録、忘備メモなど多種・多様な内容が日付順に書上げられる。証文その他の文書には公文書・準公文書・私文書がある。訴状や年貢減免嘆願書は公的な、村落共同体の夫役(道路、池、堰樋、溝補修のための人足)記録は準公的な、金子借用証文や年季質物証文などは私的な文書である。

権力は、このように多種・多様な文書の作成を要求したので、文書間の整合性をたもつ必要があった。文書の「紛乱」はただちに支配の障碍となったからである<sup>2)</sup>。彼らはこの整合性の保持作業を引合ひきあわせと呼称したが、その実務を担ったのは村方(肝入)である。そうして、地方支配の実務担当者(郡奉行、代官、郡方横目)たちもまた、文書を受領・閲覧し内容を裁定する立場にあったから、引合をする責任を負っていた。

ところで、土地と人とは、貨幣がそうであるように、すべての階層・階級の関心事である。それは、現代であれ前近代であれ、また国家や地域を問わず、普遍的に通用する事実であると考えられる。一方で、土地と人とはそれぞれ頻繁に移動する。貨幣(資本)の移動・移転は、手形や借用書を使用して、比較的簡単な方法で済ますことができる。一方、利害関係が入り組んだ土地の移動には煩瑣な手続きを要する。土地には所有権、使用(耕作)権、課税権が設定され、抵当権がかけられている場合もある。さらに、各々の権利を行使するのは人であるから、土地と人を切り離すことは事実上できない。切り離し得ないとすれば、煩瑣ではあるが、その移動記録はこれを克明にとる以外に妙案はないのである。

近世期においては、土地の移動は検地帳により、人の移動は人別帳によって規制・把握することをたてまえた。そして、土地移動は封建権力の規制をこえて急速にすすんだ。それは権力側の課税権の強化によって一層促進されたとも言いうる<sup>3)</sup>。これは、権力が内包した一種の自己矛盾であった。しかし、土地が頻繁に移動していたという事実は、「土地市場」の成立をはっきりと裏付けるものである<sup>4)</sup>。

土地市場が成立すれば取引も増える。そこで、権力はこれに迅速に対応する

ため、土地移動の手續・記録を定型化しておく必要に迫られたであろう。仙台藩がとった記録法は、検地帳（に登載された名請人）を変更することではなく、人数改帳（人別帳）に記載された人頭百姓（土地取引の中心的主体）の持高を変更することであつたらしい。人数改帳を使用すれば、土地の移動（実質的な売買）と人の移動（自然増減と社会増減、身分変更）とを、毎年記録・更新することが可能となるからである（二つの移動を1冊の帳面で把握できるとすれば、それは非常に効率的な方法であつたに違いない）。

勿論村方は、土地と人が移動する際は、それに対応する公式文書一式を作成・保存する義務を負った。仙台藩では、前者については地方分遜願書、地頭證状（承諾書）、地形分遜内證文、地形分遜證文一式が、後者については人数出減改帳、御暇願書、寺請證文、年季質物證文など一式が作成された。そして、こうした個別文書の記載情報のうち、人別と持高の移動情報を正確に記録すべき媒体（「母帳」）は人数改帳であつた。この点にこそ人数改帳の主要機能があつたと言っても、決して過言ではないのである。

そこで、本稿は「人数帳引合」という言葉を手掛りとして、多種多様な行政文書間の整合性・体系性がどのように担保されたかを解明しようと試みる。検討作業に入るまえに、人数改帳引合への言及例を刊本から三つ示す。次いで、引用文書に関わる凡例を記して議論にはいる。

〔例1〕

一人数改帳、只今迄之通持高相附去年帳へ引合、百姓壺人前高分持添御郡司書付を以見届、相違無之首尾可有之事

〔例2〕

一人数改帳出減帳共、人頭壺人前切男女共算相入、五人組より一紙运算相入、去年帳江為引合可申事<sup>5)</sup>

〔例3〕

二月 一人数帳改可申受事、但二月朔日を境ニ出欠メ切、十五日頃より引合

可申候、公義御書上子午年ハ猶以手廻相成候様、出精取調可申事<sup>6)</sup>

[刊本]

[凡例]

- 1 [資料] と表記して引用した文書（以下、単に「引用文書」と表記）について。引用文書中の下線は、原本・刊本とも、筆者が加筆したものである。
- 2 引用文書中の〔 〕とカッコ内の文字とは、原本・刊本とも筆者が補筆したものである。
- 3 原本文書の句点は筆者が打ったものである。
- 4 刊本文書に打たれた句点を筆者が変更したことがある。しかし、その箇所を一々明記することは控えた。
- 5 刊本文書のうち読み下された文書は可能なかぎり復原し、明白な誤字・誤読は訂正した。
- 6 明確な表題がない文書（例えば願書）には、文書の内容を吟味し原文中の用語（キーワード）を使用して仮題を付け、その旨を明記した。
- 7 難読文字には□を充てた。□に付けたルビ「カ」は筆者の推定を意味する。
- 8 引用文書に関するこれ以外の注意点は当該文書の直近に注記した。
- 9 仙台藩の固有用語と推定される文字、古文書学の常用文字には、初出の場合のみ平仮名ルビを打った。
- 10 刊本文書中のキーワード（人数帳引合、人数帳、人別帳など）が誤読と推定される場合、押印の有無を含めて原本保存先に照会して、必要とあればこれを訂正した。

## 1 出生と「人数帳引合」

寛政中期以降、仙台藩はかなり強力な人口増加策を講じた。天明飢饉によっ

て領内人口が激減（約8万人）したが、その後10年ほど経過しても、それが一向に回復しなかったからである。人口停滞を目の当たりにした藩家老たちの衝撃は、相当深刻であったに違いない。そこで、彼らは積極的な育子政策を導入し、同時に妊娠・出産を登録する方策をとった。前者に対応する施策として赤子養育金の蓄積・支給、墮胎・間引に対する教化が、後者に対応する施策として懐妊婦書上帳の作成がある。そして、この政策が江戸時代末までの約70年間継続されたという事実は、こうした帳面が（短期間をカバーするものが多いもの）肝入文書中に一般的に見られることにより、十分裏付けられる。

懐妊婦書上帳は女性たちの人口学的イベントのうち、まず妊娠を書上げる。そして出産があった時点で、その月日と赤子の性別とを（死産、流産を含めて）追記する。しかし、人数改帳へのエントリー（登載）は、2月2日～12月末日生まれの赤子は翌年の旧暦2月1日に（数え年）2歳と記して、1月生まれの赤子は（最長で29日、最短の場合は1日経過しただけで）当歳と記しておこなわれた（なお、この時期の出産月＝子どもの生まれ月には季節性があるようであるが、ここでは触れない）。

懐妊婦書上帳に登載されて1年間～1日を生きのびた赤子は、人数改帳の更新期である2月1日に、人数改帳との照合がおこなわれ、世帯に正式に加えられた。照合には赤子制導役と組頭が加わって過誤を防いだであろう。

〔資料1〕「懐妊婦出生本帳」（1864〔文久4〕年2月、横長帳。昆野庄治右衛門家文書）

〔表紙〕

「文久四年二月

江刺郡上口内村懐妊婦并出生本帳

同村肝入

紙数 蓋共弍拾五枚 吉右衛門 』

〔本文〕

「

張目判

鈴木廣之進（印）

野村彦四郎（印）

近藤勘太夫（印）

守屋藤輔（印）

横澤有之進（印）

一桂山様御代赤子養育御世話

之儀寛政六年

思召を以御取立被成候事

一紹山様御代養育御制道

被成候御趣意文化四年別而被仰出候事

一英山様御代右養育之事

精々吟味を尽し辺境等ニ至迄行

届候様可仕旨 被仰出候事

〔以下、省略〕

二月調

三人目 田茂木屋敷市助女房

一女子

与祢

年貳拾五

但五月頃臨月見詰

正月十三日申出

五月三日出生仕候

初子 古館屋敷惣吉掣惣五郎女房

一男子

あ未

年十九

但四月頃臨月見詰  
十二月廿五日申出  
五月十日出生仕候

初子 勝内屋敷傳左衛門嫡子千代松女房  
一女子 具未  
年式拾貳

但四月頃臨月見詰  
正月八日申出  
四月廿八日出生仕候

合三人 男壹人 女貳人  
赤子制道役  
伊平(印)

〔以下、文久4年5月、8月、11月調を省略〕

慶応四年分

〔以下、2月、5月、8月調を省略〕

十一月調  
三人目 梁川屋敷六十郎嫡男幸左衛門女房  
懐妊 くら  
式十六

但十二月頃臨月之見詰九月廿八日申出  
男子十二月廿三日出産仕候

三人目 師中屋敷巳太郎聳美代治女房  
懐妊 婦美

三十五

但十二月頃臨月之見詰十月二日申出  
男子十二月廿五日出産仕候

六人目 大越田屋敷与市嫡男与五郎女房  
懐妊 奈か

四十四

但十二月頃臨月之見詰十月九日申出  
男子十二月廿五日出産仕候

三人目 野中屋敷徳四郎孫聳喜作女房  
懐妊 未く

式十八

但正月頃臨月之見詰十月廿一日申出  
女子十二月廿四日出産仕候  
合四人 男三人 女一人

一紙

懐妊拾九人

此出生拾九人

男拾一人

女八人

明治二年分人別帳引合

小山元太郎 (印)

」 [原本 (村控)]

文末に「明治二年分人別帳」(新帳)と引合わせたと明記している。但し、署名・押印者(小山元太郎)の地位はわからない。ここでは、代官配下の人別方役人であったと推定しておきたい。

村方が作成した懐婦出生本帳の帰趨（活用法）については、次の記述が示唆しているかと思われる。「一御割屋ニお為て春人別帳江引合之節此帳差出、出生之分人数帳江附出候儀、引合相受置候様可申事」（1867〔慶応3〕年「東山増澤村新沼村懐婦調本帳」岩山家文書。同様の文言は1845（弘化2）年の同種文書にも見られる）。

すなわち、大肝入は各村の帳面を取り纏めて一冊に編成、代官を通じて郡奉行に提出する。各郡奉行はそれを出入司に提出、出入司は全郡の本帳を入手する。そして、仙台城内の御割屋（検地帳保管役所）で、出生総数と（領国の）人別書上とを引合わせて新書上を作成したのであろう（この作業は春先におこなった）。勿論、彼らが人別書上を更新するためには、出生総数だけでなく、領内人口の増減（社会増減と自然増減）数をも必要とした。そこで、「（懐婦出生本帳のみならず）懐妊四季調を始、人別方出欠調出生調等之分迄、右振合を以調可申事」（1867〔慶応3〕年、同上文書）と念を押ししたのである。

## 2 改名と「人数帳引合」

江戸時代の庶民は名前をしばしばかえた。改名は、総領（嫡子）から戸主へ地位変更（人頭替）をする場合によくおこなわれた（その逆、つまり戸主の地位を譲って隠居した場合も同様である）。藩主やその親族が名前を変えたり新たに付けたりした場合、百姓や妻子たちが、「御留名指合名」として、改名を迫られることもかなり頻繁にあった。例えば、京極家文書「永代家事録」1856（安政3）年1月12日のくだりにこうある。「△八代姫様、屋形様江御縁組 被仰出候ニ付、八代ト申女子之名文字違ニ而も改名可仕旨、男子ハ文字違なれハ不苦候御触候事」。屋形様とは第十三代仙台藩主・慶邦（1825.9.6-1874.7.12）、八代姫（1841-1869.11）とは慶邦の4人目の室として1856（安政3）年4月に興入れした女性である（死後「文靖夫人と諡す。儒礼をもって仙台小田原祥麟山に葬る」とある<sup>7)</sup>）。

以下の文書は、百姓3名（清蔵、忠吉、熊吉）が、それぞれ清兵衛、治左衛門、七右衛門と改名したい旨の願書（村控）である。このうち2名の改名は、戸主が死亡したので「當人頭」になる、つまり代替わりを理由としたものである（残る1名は不明）。

〔資料2〕「御百姓名改頼候と申上候御事」（1840〔天保11〕年正月、横長帳。

昆野治郎家文書)

〔本文〕

「江刺郡水押村御百姓名改  
頼候と申上候御事

干場屋敷人頭  
清蔵事名改  
清兵衛

中平屋敷死亡八左衛門  
嫡子忠吉事名改  
當人頭

治左衛門

下平屋敷死亡幸右衛門  
嫡子熊吉事名改  
當人頭

七右衛門

但右之者共類族鉄炮持主ニも無御座候。

右之通名改被成下度、如斯申上候御事

同村肝入

勇助 (印)

天保拾壹年正月

大肝入

菊地利左衛門殿

右之通願申出候間、如願之

被成下度如此申上候已上

大肝入

菊地利左衛門 (印)

同年同日

東右衛門様 (印)

同年分人数帳江引合

村岡左膳 (印)

」[原本 (村控)]

この願書は肝入→大肝入→代官へと提出され、村岡左膳が1840(天保11)年分「人数帳」へ引合わせたと明記し、押印している。

### 3 人頭替と「人数帳引合」

人頭替(戸主交代)をする場合、改名を伴うと否とに関わらず、願書を提出し許可を得なければならなかった。以下の文書は、百姓2名が、戸主(義父)の死亡を理由として、人頭になりたい旨を願いでたものである。文書は、改名願書とは異なり、まず家族全員を書上げて当該者(被交代者と交代者)に朱○印をつけ、次いで人頭替の理由と新人頭(交代者)の名前を記載し、そこにも朱○印をつけるという形式をとっている。

家族全員を書上げ、その後に該当者を「内」付けて記すという文書形式は、永代御暇願書や散田地跡式相続人願書<sup>8)</sup>と全く同じ(育子手当願書とほぼ同一)である。しかし、村控にも必ず朱○印をつけたとは考えられない。これは代官

への提出文書（原本）が村方に戻されたもの、つまり人頭替許可証である可能性がある。

〔資料3〕「人別方諸願附渡置一紙御聞判帳」（1826〔文政9〕年正月、横長帳。

昆野治郎家文書）

〔表紙〕

「 文政九年

江刺郡水押村人別方諸願

附渡置一紙御聞判帳

紙数蓋共三枚 右村肝入

勇助 』

〔本文〕

張目判

大内与左衛門

上平屋敷

一高三百九文 一二百七拾三文上口内へ入作 十兵衛○

まん [追記]

一人頭十兵衛六拾弐歳 一女房六拾壹歳

さ王 [追記]

○一聳万太郎四拾四歳 一女房三拾八歳

一男子刃藏拾三歳 一女子りさ三歳

合六人 内男三人 女三人

右之内

但人頭十兵衛儀去年十月病死仕候ニ付、仮

人頭吟味仕候処、○聳〔万〕太郎儀當人数御改より

直々人頭ニ被成下度奉願候。

## 中山屋敷

一高九百八拾八文 六兵衛○

つや [追記]

一人頭六兵衛七拾八歳 一女房七拾貳歳

ゑつ [追記]

○一聳六右衛門五拾四歳 一女房三拾八歳

一男子源藏拾七歳 一男子治助拾壹歳

一男子清八九歳

合七人 内男五人 女貳人

右之内

但人頭六兵衛儀去年七月病死仕、女房

同年十月同年十月病死仕候ニ付、請人頭吟味仕候処、

○聳六右衛門儀當人数御改より直々人頭ニ被成下度

奉願候。

右之通御聞判被成下度如斯

申上候已上

同村与頭

八右衛門 (印)

文政九年

正月

同

松藏 (印)

同村肝入

勇助 (印)

大肝入

只野市兵衛殿

右之通願申出候間、如願之  
被成下度如斯申上候、已上

大肝入

只野市兵衛（印）

同年

同月

与左衛門殿（印）

### 文政九年分人数帳

#### 江引合

平源藏（印）

」〔原本（村控）〕

文末に「文政九年分人数帳」へ引合わせたと記している。但し、引合役人（署名・押印者の平源藏）の地位は今のところ明確にできない。以上、〔資料1〕～〔資料2〕の引合役人は1人だけであった。しかし、次に取り上げる土地売買においては、それが4人となる場合も見られる。

## 4 土地売買と「人数帳引合」

土地の売買・移動（それは、<sup>ぶんそん</sup>分遜・分譲あるいは<sup>ぢかたわけ</sup>地形分と呼称された）に関わる文書・記録は、序論で触れたように、土地に対する権利が重層的に設定されているので、多様なものが作成・保存された。特に耕作地（田畑）は、一筆が極めて狭小であっても、売買においては利害関係者の権利－義務関係を明確にし、紛争を未然に防止するために、願書・契約書・証文などが作成された（関連文書一式が作成された点については、〔資料6〕で具体的に示す）。

仙台藩の田畑売買には、農民階層内に残存した多様な身分者を反映して、複雑な形態が見られる（それは文書に明確に現れている）。いま、それを便宜的

に類型化すれば下記(1)～(12)のようになるであろう。しかしながら、一般に百姓の所有地(田畑)は、名子のそれをふくめて、村内に分散しており(錯圃制)、他方で村外への出作地もあった。従って、例えば百姓1軒が内禿<sup>9)</sup>となった場合、土地一式(田畑、家屋敷、居久根)は入札にかけられ、落札者(買い手)が多数となる場合もあった。そのために土地売買は錯綜化するのである(この点については、かなり複雑な売買事例を〔資料7〕に示す)。

- (1) 百姓(人頭)から百姓(人頭)への売却(1810〔文化7〕年11月付「中村御百姓治兵衛持高分遜仮内証文」桜井家文書no.10、大郷町史史料編纂委員会〔1986, 584〕所収)。
- (2) 百姓(人頭)から新百姓(人頭)への売却(1752〔宝暦2〕年付「地形分遜願申上候御事」佐々木家文書、古川市史編さん委員会〔2004, 615〕所収)。
- (3) 百姓(人頭)から抱地高指引人<sup>10)</sup>(人頭)への売却(1839〔天保10〕年4月付「地形分譲持添高二被成下度奉願候御事」同〔2004, 642-4〕所収)。
- (4) 百姓(人頭)から名子<sup>11)</sup>への売却(1804〔享和4〕年2月付〔推定〕「地形分遜り名子御新百姓新願」毛利家文書no.125、石巻氏史編さん委員会〔1990, 160-2〕所収。売人に隷属していた名子は新百姓に身分変更、但し売人の「小家」に引続き居住)。
- (5) 百姓(人頭)から新名子<sup>12)</sup>への売却(1751〔寛延4〕年11月付「持高永代分遜証文(仮題)」桜井家文書no.2、大郷町史史料編纂委員会〔1986, 579-80〕所収)。
- (6) 百姓(人頭)から水呑への売却(1804〔享和4年〕2月付「地形分遜り水呑御新百姓新願」毛利家文書no.125、石巻市史編さん委員会〔1990, 160〕。売人に隷属していた水呑は新百姓に身分変更、但し売人の「小家」に引続き居住)。

- (7) 名子から百姓（人頭）への売却（1798〔寛政10〕年1月付「地形分遜名子禿持添高ニ被成下度奉願御事」、残間家文書no.110、大郷町史史料編纂委員会〔1984, 303-4〕所収）。
- (8) 名子から新百姓（人頭）への売却（1814〔文化11〕年1月付「大谷鷓崎村御百姓新四郎名子禿永代御暇願申上候御事」高橋家文書no.3-(5)、大郷町史史料編纂委員会〔1986, 529-30〕所収）。
- (9) 名子から水呑への売却
- (10) 添人<sup>13)</sup>から代百姓への売却
- (11) 抱地高指引人から百姓（人頭）への売却（1824〔文政7〕年8月付「地形分遜願申上候御事」渋川家文書no.110、大郷町史史料編纂委員会〔1986, 366-74〕所収）。
- (12) 家中手作人<sup>14)</sup>から百姓（人頭）への売却（1798〔寛政10〕年4月付「地形分遜願申上候御事」残間家文書no.112、大郷町史史料編纂委員会〔1984, 306-8〕。また、1804〔享和4〕年2月付「地形持添願書」毛利家文書no.125、石巻市史編さん委員会〔1990, 156-8〕所収。これは11貫437文（114石）を知行した下級武士・牡鹿郡南境村の浅井隼人の売却例である。浅井家については坂田〔2001, 16-7〕を参照）。

以上12の売買類型には、論理的には想定しうるものの、事実上ほとんどあり得ないものも含まれている。例えば、実際に土地や貨幣をほとんど持たなかった者（9、10）は、現在もそうであるように、土地市場に参入することはなかったであろう<sup>15)</sup>。

下記〔資料4〕は土地売買にあたって、藩役人（恐らく代官所）に提出を義務づけられた願書の案詞（文書の雛型。案文とも呼称）である<sup>16)</sup>。この案詞は肝入から大肝入へ提出する形式で結んでいるが、〔資料5〕に見るとおり、実際には肝入→大肝入→代官→郡奉行へ廻され承認（押印）をえる必要があった。本文書で注目すべき箇所は、末尾に書かれた次の一文である。

此已後出入為無御座、双方并親類組頭地肝入肝入立合地形境見届、廣狭無之様分渡、御檢〔地〕帳、人数帳、御田地見帳江も右高寄せ仕、名元引合相違無御座候、尤御地頭様御指支無御座段、御證状相添連判を以如斯奉願候、以上

すなわち、土地売買をめぐることは、一般に「出入」（紛争）となることが多い。そこで、売買双方（当事者）は勿論、親類・組頭・地肝入・肝入が当該地の確認と境界改めに立合うこと、土地分割をする場合は「広狭」差がでないよう「分渡」たすべきことを明記している。その後（直ちに）、村役人は土地移動情報と帳面3種（検地帳、人数改帳、田地見帳<sup>17)</sup>）との引合（照合）をおこない、移動情報を帳面に反映（恐らく、貼紙などをもちいて注記）させることを通じて、文書の紛乱防止・整合性の確保を図ったのである。また、売買地が給人前（つまり、武士に徴税＝年貢徴収権がある田畑）の場合は、彼らの證状（承諾書）を添えて願書をだすよう求めている。

これは、土地の分割・売買情報を検地帳、人数改帳、田地見帳に記録・反映させようとする方法で、1757（宝暦7）年に定められたようである。それは宮城県史編纂委員会（1957, 44）所収の以下の通達からわかる（但し、検地帳への言及がない点に注意）。

〔十 高分願御聞判田地見帳人別帳へ引合限月之事

一高分聞判日付、正月晦日まで之分ハ人別帳江引合、六月晦日迄之分ハ田地見帳へ引合可申由、宝暦七年被仰渡」（「四冊留書」第七項、高分之部、第十目）。

ここで「正月晦日まで之分ハ人別帳江引合」と定めた理由は明確である。人数改帳は毎年2月1日に更新するのでそれに間に合わせるようにと、指導しているのである。田地見帳への引合を「六月晦日迄之分」で済ました理由は、今

のところ明確にできない。

〔資料4〕「地形永代相遜内禿願申上候御事」（案詞、年次不記、横長帳。昆野  
治郎家文書）

〔本文〕

「地形永代相遜内禿  
願申上候御事

江刺郡何村御蔵入并

御給人様并御百姓

高式百弍拾壹文 誰右衛門

一圓本地

田代百六拾三文

一百五拾六文 御蔵入

一七文 何ノ誰様御知行

畑代五拾八文

一九文 御蔵入

一四拾九文 何ノ誰様

沢田

下下田 七間壹間 七歩 弍文  
御蔵入 八切銘

同

下下田 五間弍間 拾歩 三文  
同 同

同

下田 六間弍間 拾二歩 四文  
同 同

□下

下田	廿二間拾四間	壹反八歩	百拾三文
		同	同

同

下田	四間九間	壹七六歩	拾三文
		同	同

同

下田	十四間四間	壹七廿六歩	貳拾壹文
		同	同

沢 當荒

下下畑	十一間八間	貳七廿八歩	三文
		同	八切銘

同 當荒

下下畑	八間拾間	貳七廿歩	三文
		同	同

同 當荒

下畑	十五間五間	壹七廿歩	貳文
		同	同

前

下下畑	十八間貳間	壹七六歩	壹文
		同	同

カ  
宮代

下下畑	七間三間	廿壹歩	六文
		何ノ誰様御知行 八切銘	

同

下々畑	壹間貳間	貳歩	壹文
		同	同

同

下々畑	九間七間	式七三歩	式文
		同	同

同

下々畑	十三間十間	四七拾歩	四文
		同	同

奈らい

下々畑	七間八間	壹七五歩	壹文
		同	同

同

下下畑	十式間六間	式七拾式歩	五文
		同	同

下屋敷	四拾間十四間	壹反八七廿歩	三拾七文
		同	同

合高二百二拾壹文

壹反五畝二歩

田代百六拾三文

壹反四七九歩

一百五拾六文 御蔵入八切銘

廿三歩

一七文 何ノ誰様御知行八切銘

三反七七四歩

畑代五拾八文

八七拾四歩

一九文 御蔵入當荒

式反八七廿歩 八切銘

一四拾九文 何ノ誰様御知行八切銘

右高、同村御蔵入并御給人様前  
 御百姓長九郎方江永代分遜り、  
 持添地ニ被成下度奉願候、右高  
 遜受申候而も五貫文以上之  
 持高ニハ不罷成候、尤分坪等ニも  
 無御座候、右与五助儀老人御百姓ニ而、  
 家督迎も無御座病身ニ罷成、  
 田畑諸備ハ勿論、御郡役共可仕  
 様無御座、色々吟味仕候得共  
 差繰可申見詰ニ御座候間、内禿ニ  
 被成下直々右与五助并高共ニ  
 長九郎方へ為引込、介抱為仕候様  
 被成下度奉願候、右与五助内禿ニ罷成  
 候共、御村方指支申儀無御座候間、  
 如願之被成下度、此段共如此申上候

右之通奉願候、右与五助儀御年貢  
 諸色皆済仕候、右長九郎末々共  
 御年貢諸銘無滯上納仕者ニ  
 御座候間、如願之被成下度候、  
 此已後出入為無御座、双方并親類  
 組頭地肝入肝入立合地形境見届、  
 廣狭無之様分渡、御檢〔地〕帳、  
人数帳、御田地見帳江も右高  
寄七仕、名元引合相違  
 無御座候、尤御地頭様御指支  
 無御座段、御證状相添連判

を以如斯奉願候以上

	江刺郡何村右地形	
	分遜り人	与五助
何年何月	同郡同村地形持添人	
	右与五助引込先	長九郎
	同 右与五助親類	平十郎
	同 右長九郎親類	長右衛門
	同 与頭	権蔵
	同 何ノ誰様地肝入	市蔵
	同郡同村肝入	誰々

大肝入

誰殿

」[原本(村控)]

この案詞(雛型)は、田畑と屋敷の分遜例を挙げており、各々に縦と横の間数を明記しているので、検地帳との照合を念頭に作成されたと思われる。

次の文書〔資料5〕は上記案詞に則したもので、翌(宝暦8)年の土地譲渡願書である。譲渡者(分遜<sup>わけゆずり</sup>人)は四兵衛、被譲渡者(持添<sup>もちぞえ</sup>人)は久右衛門で、二人とも水押村の百姓である。分遜高は「田代317文」で、この田は藩の直轄地(蔵入本地)である。この売買は村内で完結しており、売買対象は蔵入地だけであるから、内容は理解しやすい。この譲渡によって四兵衛の持高は644文から327文へと半減した。

譲渡の理由あるいは譲渡後の四兵衛の処遇は、残念ながら文書には明記されなかった。ちなみに案詞では、譲渡理由を「与五助儀忝人御百姓ニ而、家督迎も無御座病身ニ罷成、田畑諸備ハ勿論、御郡役共可仕様無御座、色々吟味仕候

得共差繰可申見詰ニ御座候間」とし、処遇は「内禿ニ被成下直々右与五助并高共ニ長九郎方へ為引込、介抱為仕候」と例示している。

また、案詞には「御検〔地〕帳、人数帳、御田地見帳江も右高寄せ仕、名元引合相違無御座候」とあるが、文末には検地帳引合の記載がない。

〔資料5〕「地形分遜願申上候御事」（1758〔宝暦8〕年5月、横長帳。昆野治郎家文書）

〔本文〕

「地形分遜願申上候御事

江刺郡水押村御蔵入并

御給人様前御百姓館屋敷

高六百四拾四文 ○四兵衛

内七拾文 御新田

○田代五百拾七文 御蔵入

内六文 御新田

畑代百貳拾七文

内六拾四文 御新田

一七拾八文 御蔵入

内拾五文 御新田

一四拾九文 嶋津吉郎太様

御新田御知行

右之内

○一田代三百拾七文 御蔵入本地

右高同村御蔵入并御給人様前御百姓

○久右衛門方江、永代分遜り持添高二成下度

奉願候、右高懸り相受申候而も、五貫文

以上之持高二ハ不罷成候

右之通奉願候、右四兵衛儀  
御年貢諸色皆済仕候、久右衛門儀  
末々共ニ御年貢諸色無滯上納  
仕者ニ御座候、如願被成下度  
奉願候、此以後出入為無御座  
双方并親類肝入組頭立合、  
地形境見届廣狭無之様分渡シ  
人数帳、御田地見帳へ高名元引合  
相違無御座候条、連判を以如斯  
奉願候以上、

水押村地形分遜り人

四兵衛 (印)

宝曆八年五月

持添人

久右衛門 (印)

右四兵衛親類 長左衛門 (印)

右久兵衛親類 甚蔵 (印)

同村仮組頭 与次右衛門 (印)

同村肝入 仁右衛門 (印)

大肝入

菊地惣右衛門殿

右之通願申上候ニ付、吟味  
仕候處指支候儀無御座候間、  
如願之被成下度奉願候以上。

大肝入

菊地惣左衛門 (印)

同年同日

熊谷武左衛門殿

右之通願申出候条、如願之

被成下度以上

熊谷武左衛門（印）

同年同九日

宮与右衛門殿（印）

目黒四郎兵衛殿（印）

同年同十五日（印）

同年分御田地見帳引合

梅森助太夫（印）

同九年分人数帳江引合

梅森助太夫（印）

」[原本（村控）]

この文書には、案詞とはことなり、検地帳引合への言及がないことは先に指摘した。その理由はわからないが、検地帳引合は実際にはおこなわれず、形式的文言はこれを省略したのではないかと推測される。なお、検地帳引合への言及を欠く地形分遜願書はかなり存在する。しかし、人数改帳引合と田地見帳引合を省いた文書は、ごく少数例を除いて、皆無である<sup>18)</sup>。なお、引合役人一名（梅森助太夫）の地位は明らかにできないが、差しあたり郡奉行配下の<sup>とめつけ</sup>留付あるいは郡方横目であったと推定しておきたい（以下、同様）。

次の文書3点は、土地売買・移動にあたっては地形分遜願書だけでなく、それを含む文書一式が必要だったということを示している。すなわち、地形分遜内證文、地頭證状そして地形分遜願書（〔資料5〕〔資料6〕と同一）である。さらに売却代金の至急受けとりを望む場合は、事前に地形分遜仮内證文（大郷

町史史料編集委員会 [1996, 584]、文書no.10)あるいは金子借用證文(同 [1996, 583] 所収の文書no.8)を取交わした。また、この文書3点は一定の手順を踏んで作成されたということが、末尾の日付(それぞれ1837 [天保8] 年3月、同年5月、同年7月)からわかる。

大谷中村・新兵衛は、[資料6-2]に記載された持高一覧に見るとおり、1貫600文を所持する百姓だった(中民かと思われる)。1837(天保8)年、彼は下下田三反四畝歩を同村・要右衛門に14切で売却するため、3月に要右衛門宛に分遜内證文を書いた。続いて、5月に給人太田左膳から大肝入宛の地頭證状(承諾書)を書いてもらい、7月に大肝入(内海惣作)宛に地形分遜願書を提出した。この願書は7月中に大肝入から代官(遠藤五郎左衛門・金須林助)へ、10月に代官・郡方横目(鈴木善兵衛)から郡奉行(湯目幸三郎)へ上申され、翌9年6月に認められた(こう解釈して大過ないと考えられる)。「資料6-1」に署名・押印している「地肝入 宇右衛門」は給人・太田左膳の差配である。

[資料6] 地形分遜関係文書Ⅰ(大郷町史史料編集委員会編『大郷町史』資料編三、585-9頁。桜井家文書)

[6-1] 「地形分遜内證文」(文書no.12)

[本文]

「高田代貳百七拾六文

一円太田左膳様御知行本地

御銘七石也

右之通私持高ニ御座候処、御年具<sup>マツ</sup>為諸上納之、壹歩判金拾四切地代金受取、永代ニ分遜リ申候儀実正ニ御座候、仍而当春中双方より御格之高分願可申上候、尤御地頭様江も右高分遜リ願之儀申上候処、御指支無之段御相对之御書付被相出候、尤地形之儀ハ双方より両与合立合境々見届申候処、土地之広狭出入無御座候、仍而組合并組頭地肝入連判ヲ以、高遜リ内證文如此御座候、已上

中村御百姓

天保八年三月

右高遜り人 新兵衛 (印)

与合 小三郎 (印)

同 治兵衛 (印)

同 虎之助 (印)

同 権八 (印)

同 庄助 (印)

同 良助 (印)

地肝入 宇右衛門 (印)

組頭 彦兵衛 (印)

肝入 権兵衛 (印)

要右衛門殿 ] [刊本]

## 〔6-2〕「地頭證狀」(文書no.15)

〔本文〕

「黒川郡大谷中村主人御知行、御百姓新兵衛所持仕候田代貳百七拾貳文、此度同郡同村御百姓要右衛門方へ永代分遜り、持添高二被成下度由願申出候処、於主人方ニ指支申儀無御座候、已上

太田左膳内

小嶋勇馬 (印)

天保八年五月

大肝入

内海惣作殿

] [刊本]

## 〔6-3〕「地形分遜願書」(文書no.16)

〔本文〕

「 黒川郡大谷中村

原ノ町屋敷

新兵衛

高壺貫六百文

内 百三十五文

田代 壺貫四百八拾九文

内 百三拾五文

畑代 百拾壺文

右高之内

こため

下下田 三拾間 三拾四間 三反四七歩

式百七拾式文

七石銘

太田左膳様御知行

但、右高同郡同村御百姓新兵衛所持仕候処、無人ニ相成農事制道行届兼手余りに付、同郡同村御百姓要右衛門方へ永代分遜り持添高ニ被成下度奉存候、右要右衛門儀右高遜り受候而も五貫文已上之持高ニも不相成、勿論右高先年之有坪ニ而新規分坪ニも無御座、御村方にても指支申儀無御座候

右之通奉願候、新兵衛儀御年貢諸式皆済仕候、要右衛門儀末々御年貢諸式無滯上納仕候者ニ御座候間、如願之被成下度奉存候、此已後出入為無御座双方親類、組合并与頭、肝入立合地形境見届広狭無之様分渡、人数帳并御田地見帳、御檢地帳江も高寄、畝代、名前引合相違無御座候間、御地頭様御証状指添、拙者共連名を以如此奉願候、已上

黒川郡大谷中村御百姓

右高遜り人

新兵衛 (印)

天保八年

七月

同

右親類 虎之助 (印)

同

右組合 庄助 (印)

同郡同村 御百姓

右高遜り受人 要右衛門 (印)

同

右親類 治兵衛 (印)

同

右与合 徳右衛門 (印)

同

与頭 彦兵衛 (印)

同

肝入 権兵衛 (印)

大肝入

内海惣作殿

右之通申出候二付吟味仕候処、村方指支申義無御座候間、如願之被成下御聞  
判被渡下候様、被成下度如此申上候、以上

大谷高城大肝入

内海惣作 (印)

同年同月

五郎左衛門様

林助様

同年同月

湯目幸三郎殿

金須林助 (印)

遠藤五郎左衛門 (印)

鈴木善兵衛（印）

同年十月（印）

同九年六月（印）

天保拾年分人数帳江引合

太田軍平（印）

」〔刊本〕

この時期、土地譲受け人（要右衛門）は土地集積をすすめた模様で、要右衛門宛の文書一式（大谷中村・与五郎に関わる同一文書3点、大郷町史史料編集委員会〔1996, 586-91〕所収の文書no.13、17、18。売却額と高はそれぞれ12切、449文で、面積は4反24歩）、あるいは断片的文書（例えば、庄助に関わる文書2点、同〔1996, 584-5, 592-3〕所収の文書no.11、20。売却面積3反9畝6歩）が保存されている。また、売買双方、あるいは売却者と請人とは親類同士である場合があった、ということがこれらの文書から知られる<sup>19)</sup>。

次の文書〔資料7-2〕は土地の売買が如何に多くの人々を巻きこむか、つまりどれほど複雑になるか、ということをも語る地形分遜願書である。売却者・六蔵は百姓・兵右衛門に従属する高持名子3人中の一人であった。彼は内禿高（467文）を百姓3人（万兵衛、喜左衛門、兵右衛門）に売却するが、最も多くを引き受けたのは兵右衛門その人であった。

〔資料7-1〕は願書提出の約6ヶ月前に、知行主（倉沢滝之丞）から代官宛に地頭證状が書かれたことを示している（證状の宛先は大肝入ではないが、その理由はわからない）。なお、地形分遜内證文は『大郷町史』（資料編三）には収録されていないが、必ず作成されたであろう。

〔資料7〕地形分遜関係文書Ⅱ（大郷町史史料編集委員会編『大郷町史』資料編三、602-5頁。山口家文書）

〔7-1〕「地頭證状」（文書no.2）

〔本文〕

〔大谷山崎村私御知行百姓兵右衛門名子六藏持高、新田田代三拾七文畑代壹文之所、右人頭兵右衛門方江永代ニ相遜リ申度段願申出候通承届申候処、私於手前ニ指支申儀無御座候ニ付、如願之御首尾被下度候、已上

倉沢滝之丞（花押）

安永六年正月

御代官衆

〕〔刊本〕

〔7-2〕「名子内禿願書」（文書no.3）

〔本文〕

〔 名子高内禿願申上候御事

黒川郡大谷山崎村御蔵入并

御給人様前御百姓

兵右衛門

高四貫百三拾壹文

内壹貫七百四拾六文

新田

田代三貫八百五拾三文

内壹貫六百七拾六文

新田

一三貫六百四拾七文

内壹貫四百七拾文

御蔵入

一貳百六文

倉沢滝之丞様御知行新田

畑代貳百七拾八文

内七拾文

新田

一貳百四拾七文

御蔵入

内三拾九文

新田

一三拾壹文

倉沢滝之丞様御知行新田

高茶畑代貳拾文

## 右高之内

## 名子

松兵衛

## 高壺貫文

内五百四拾七文

新田

田代九百四拾八文

内五百貳拾九文

新田

一九百文

御蔵入

内四百八拾壺文

新田

一四拾八文

倉沢澁之丞様御知行新田

畑代五拾貳文

内拾八文

新田

一四拾貳文

御蔵入

内八文

新田

一拾文

倉沢澁之丞様御知行新田

## 名子

## 高壺貫百拾九文

甚之丞

内五百四拾貳文

新田

田代壺貫五拾八文

内五百三拾文

新田

一壺貫貳文

御蔵入

内四百七拾四文

新田

一五拾六文

倉沢澁之丞様御知行新田

畑代六拾壺文

内拾貳文

新田

一五拾貳文

御蔵入

内三文

新田

一九文	倉沢滝之丞様御知行新田
	名子
高四百六拾七文	六蔵
内貳百八文	新田
田代四百三拾四文	
内貳百壹文	〔新田〕
一三百九拾七文	御蔵入
内百六拾四文	新田
一三拾七文	倉沢滝之丞様御知行新田
畑代三拾三文	
内七文	新田
一三拾貳文	御蔵入
内六文	新田
一壹文	倉沢滝之丞様御知行新田

右名子六蔵内禿ニ罷成分遜リ高左ニ

一田代三拾九文                      御蔵入本地

右高同郡同村御百姓万兵衛方江永代分遜リ、持添高被成下度奉願候、万兵衛義右高遜リ相受申候而も五貫文以上之持高罷成不申候

一畑代五文                              御蔵入本地

右高同郡同村御百姓嘉左衛門方江永代遜リ、持添高被成下度奉願候、嘉左衛門義高遜リ相受申候而も五貫文以上之持高罷成不申候

一田代三百九拾五文

    一三百五拾八文                      御蔵入

    内百拾四文                          新田

一三拾七文 倉沢滝之丞様御知行新田  
 一畑代貳拾八文  
 一貳拾七文 御蔵入  
 内六文 新田  
 一壹文 倉沢滝之丞様御知行新田  
 右高一円内禿ニ罷成、人頭兵右衛門方江永代相遜り持添高被  
 下度奉願候、内禿名子六藏家内人数四人ニ而直々右兵右衛  
 門水呑ニ被成下度奉願候、兵右衛門義右高遜り相受申候而も  
 五貫文以上之持高罷成不申候、右名子壹軒相禿申候而も壹村  
 中指支申義無御座候間、如此奉願候

右之通奉願候、名子六藏義御年貢諸色皆済仕候、右万兵衛、嘉左衛門并兵  
 右衛門義、末々御年貢諸色無滯上納可仕者ニ御座候間、如願之被成下度奉  
 存候、此已後出入為無御座双方并親類肝入組頭立合、地形境見届広狭無之  
 様分渡シ、人数帳、御田地見帳江も高名元引合相違無御座候間、御地頭様  
 方御指支無御座候段證状相添連判を以奉願候、以上

大谷山崎村御百姓兵右衛門

	名子内禿願申上人	六藏 (印)
安永六年七月	同 ♪ 御百姓右親類	吉三郎 (印)
	同 ♪ 御百姓右六藏人頭并	
	六藏内禿遜り受申上人	兵右衛門 (印)
	同 ♪ 御百姓右親類	松兵衛 (印)
	同 ♪ 御百姓持添高	
	願申上人	万兵衛 (印)
	同 ♪ 御百姓右親類	半右衛門 (印)
	同 ♪ 御百姓持添高	
	願申上人	嘉左衛門 (印)

同	ノ	御百姓右親類	利兵衛 (印)
同	ノ	倉沢滝之丞様	
地	肝入		善三郎 (印)
同	ノ	組頭	万之丞 (印)
同	ノ	ノ	利右衛門 (印)
同	ノ	ノ	弥惣兵衛 (印)
同	ノ	肝入	権之丞 (印)

大肝入 宮原長藏殿

右之通願申出候間、吟味仕候処指支申義無御座候間、如願之被下度如斯ニ申上候、已上

大肝入 宮原長藏殿 (印)

同年同月

塩沢十左衛門様

塩沢十左衛門 (印)

又左衛門殿 (印)

堀江清右衛門殿 (印)

同年八月廿七日

安永七年人数帳引合

守屋次右衛門 (印)

同年御雇帳引合

守屋次右衛門 (印)

同年分御田地見帳引合

加藤惣右衛門 (印)」[刊本]

無高名子となった者(六藏)の処遇は、従来の名子主(兵右衛門)に水呑として隷属させることであった。すなわち、文面には「内禿名子六藏家内人数四人ニ而、直々右兵右衛門水呑ニ被成下度奉願候」とある。恐らく、この売買は1776(安永5)年末頃に計画され翌年中に完了したであろう。人数改帳への引合には、公式の手続きに従って、旧帳と新帳(1778[安永7]年2月1日付)が使用されたであろう。

なお、売却地に出作地をふくむ場合、相手先（他村）の人数改帳、田地見帳、検地帳とも引合わせ、変更部分は更正しなければならなかった。この厄介な作業は肝入同士がおこない、代官、郡方横目あるいは郡奉行が承認・押印（聞判）したということは、残された文書から確認できる<sup>20)</sup>。

## 5 奉公と「人数帳引合」

近世期の奉公形態は、雇用者と被雇用者の支配－従属関係（身分的隷属性）の違いによって、一般に質物奉公・居消奉公・年季奉公などに区分され、前者から後者へと次第に変容したとされている。しかし、仙台藩村方では、例えば1766〔明和3〕年の證文に記されたような、質物奉公（人）が江戸時代末まで存在した<sup>21)</sup>。

奉公人はその形態が何であれ人頭（家）を離れるときは、例え村内の人頭世帯にはいる場合であっても、公式の許可をとることが義務づけられていた。次の文書は、現代の言葉で表記すれば、転出許可願いである。それは、村人の申出をうけた肝入が作成して大肝入に提出、代官の承認（聞判）をえたあと、出減帳に登載されたであろう。移動の承認は代官（恐らく、郡方横目）の承認、具体的には人数改帳引合せをもって成立したと考えて間違いない（なお、文書中の□は筆者補足である）。

〔資料8〕「御暇願書」（1795〔寛政7〕年1月、『一迫町史』327-8頁）

〔本文〕

「乍恐御暇願申上奉候御事

一高壺貫六百四拾五文

壹迫長崎村御百姓

□□屋敷嘉兵衛

一嘉兵衛 五十三

一女房 五拾四

一男子助太郎 三拾七 一女房 三拾六

一女子 せん 四つ

合五人 内男貳人 女三人

右之内

一助太郎 三拾七

但右之者諸上納之為、川口屋敷遠藤美濃様御家中工藤治左衛門方エ、  
当卯年より来辰年迄二ヶ年質物身売ニ御暇被成下度奉願候、右之者  
切支丹類族御金山定判鉄炮持主ニも無御座候、

右之通奉願候、右之者貳ヶ年御暇被成下候而も人頭ニ而〔茂無之〕、  
御田地相続指支申儀無御座候条、如願之御暇被成下度奉願候、以上

長崎村御百姓 嘉兵衛 (印)

寛政七年正月

同 親類 兵内 (印)

同 組頭 庄治右衛門 (印)

同村肝入 半右衛門 (印)

仮大肝入 多藏殿

右之通願申出候間、如願之被成下度候、以上

仮大肝入 多藏 (印)

同年同月

□ 文吉様

年 月  
□□□□

人数帳引合

齋 正藏 (印) 〔刊本〕

文中の文言（「二ヶ年質物身売ニ御暇被成下度奉願候」）から、これが身売奉公であったことがわかる。また、人数改帳引合は確かにおこなわれたが、年次記載を欠いている。しかし、その理由は今のところ不明である（原本を入手で

できれば、あるいは明確となるかもしれない。

## 6 人数改帳への「病死」登録

庶民の死亡は、それが人数改帳に登録される場合、大抵の場合「病死」「死」あるいは「欠」とだけ記された。しかし、それが如何なる手続きをへて帳面に登録されたのかということは、はっきりとしないのである。藩役人は死亡文書（例えば、引導證文）と人数改帳とを引合わせたか否か、とい論点である。この論点は、誰が「死」を確定したのか、それを公式に肝入に伝えるべき役割は誰が担ったのか、肝入はそれを文書化したのか否か、といった事実を明らかにすることができれば、ある程度ははっきりとするであろう。

ところが、そうした文書は、特殊な事例を除いて、現存していないようである。とすれば、われわれには、特殊な人々の死亡確認文書から庶民の死亡とその扱いを間接的に推定する以外に、今のところ有効な方法がない。以下に特殊例を挙げて若干の考察をおこなう。

死亡の確認手続きがはっきりしている事例の一つは、切支丹本人および類族の場合である。ここでは、後者の場合を取りあげる。次の文書は切支丹類族存命帳の末尾に記された文言である。仙台藩の類族存命帳は、定められた案詞に従ったのであろう、大抵これと同一の形式で作成されている。

〔資料9〕「古切支丹之類族存命帳」（1688〔貞享5〕年6月、『花泉町史』資料編、331-45頁。千葉国男家文書）

〔本文〕

「  
金沢村百姓 越後  
同村百姓 茂左衛門  
同村百姓 對馬

磐井郡金沢村百姓

転切支丹

三拾八年以前

一越後

病死

此越後儀、於仙臺訴人有之〔二〕付、被遊御僉議候之處、  
寛永九申年切支丹宗門転、磐井郡金沢村曹洞宗宝持院  
旦那〔二〕罷成候證拠申上、其上宗門之者老人白状仕候〔二〕付、  
御赦免被成下〔候由二〕御座候

右越後養子 養父同然転之者 八年以前

一庄右衛門

病死

此庄右衛門儀、磐井郡金沢村百姓、養父同然寛永九申  
年切支丹宗門転、同村曹洞宗宝持院旦那〔二〕罷成候證拠  
申上、御赦免被成下〔候由二〕御座候、但右庄右衛門儀養父越後  
分地配当仕候者〔二〕御座候

〔右之類族〕

右越後曾孫 源右衛門嫡子

一三之条 磐井郡金沢村曹洞宗宝持院旦那

当辰 三拾老歳

此者儀磐井郡金沢村百姓〔二〕御座候

〔以下、17名省略〕

右合類族拾八人 内男九人 女九人

右越後、庄右衛門、次郎右衛門、類族此外無御座候

右之通此度御改ニ付而、類族存命之者相改書上仕候通相  
違無御座候、右類族之内死去候ハハ、村肝煎、檢断、五人組  
立合見届、病死無疑候ハハ兼而之旦那寺ニ而土葬ニ取置

御案紙之通書上、證文並寺證文共々相調、御代官衆迄急  
 度差出可申候、若自害、自縊、喧嘩、殺害、鬪討、溺死、焼死惣而  
横死仕候ハハ、死骸取仕廻不申早速御註進申上、御檢使申  
請御差図を以取置可申候、右之外本人並不転以前之子  
 相付、類族書上可申者壱人も無御座候、若隱置後日顕申候  
 歟、死後之首尾相違之儀御座候ハハ、如何様之曲事にも  
 被仰出候〔事〕  
 〔以下、省略〕

磐井郡金沢村百姓

右越後孫 檢断 源右衛門

貞享五辰年六月廿九日

右越後曾孫 三之助

五人組 加兵衛

同 次兵衛

同 文蔵

〔以下、36名省略〕

組頭 仲右衛門

肝煎 善兵衛

大肝入 清水善右衛門

佐井作左衛門様

梶田庄右衛門様

遠藤市之丞様

白井三内様

〔以下、転切支丹2名とその類族書上を省略〕 〕〔刊本〕

死亡の確認手続きがはっきりしている事例の二つ目は乳児である。以下の文

書は1ヶ月未満しか生存しなかった男の子が、死亡をどのように確定されたかを示す肝入文書(用留)である。

これによると、父親(喜蔵)は子(喜八)が「病死」したので、檀那寺(光西寺)から「引導」をうけ、手続きを終了(仕舞・仕廻)した。寺僧からは引導證文を書いてもらい、組頭に申しでた。死亡通知をうけた組頭は五人組頭と一緒に(遺体見分に)「立合見届」、一連の手順を確認して肝入に届けでた。この事実は肝入から大肝入、そして大肝入から代官に通知され、承認(聞判)をえる決まりだった(なお、この文書に押印がないのは、それが用留〔肝入メモ〕だったからである)。

乳児の死は、赤子養育仕法の実施中であった点を考慮すべきであるが、寺僧が引導證文を書くことで確定されたのである。

〔資料10〕「赤子病死書上」(1811〔文化8〕年1月、横長帳。小野寺卓哉家文書)

〔本文〕

〔西磐井流狐禅寺村

喜蔵男子病死

書上

高屋敷喜蔵

一男子喜八 去壹歳

但シ去冬十二月十日ニ出生仕

候所、同月晦日ニ病死仕候

尔付、同村光西寺御引

導相受取仕まい仕候所

相違無御座候、依而光

西御引導證文指添

如此申上候

右之通相違無御座候

尔付、与頭并五人組頭

立会见届候上、同村

光西寺御引導被成下

候儀ニ御座候間、右御證文

指上申候所、後日疑候

者相顕候ハハ見届、

村役人ハ勿論親類

与合迄如何様之曲

事ニも可被仰付候、以上

病死願人

喜蔵

文化八年

正月

親類并五人組

文四郎

同

久右衛門

同

久左衛門

同

幸吉

与頭

善右衛門

御撫育方下役

源蔵

肝入

孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門

利左衛門様

与四郎様

」〔原本〕

本文書中の記載事項（「御撫育方下役 源蔵」）は、赤子養育仕法・育子政策を厳しく実施しようとする藩当局の、強い姿勢を示していると見てよい。

次に、檀那寺が書いた引導證文を示しておく。これは用留中の文書であるが寺印がある（勿論、用留の別の證文には、寺印のないものが含まれている）。それは證文であったから、正式には一紙切紙だったに違いない。

〔資料11〕「赤子死胎引導書上」（1819〔文政2〕年2月、横長帳。小野寺卓哉家文書）

〔表紙〕

「 文政二年

西磐井狐禅寺村赤子死胎引導書上

二月

禅宗

光西寺 〕

〔本文〕

「狐禅寺村

石屋敷利惣治

悴林之助

一女子

但シ去冬十二月十七日暁方

女子死胎出産疑敷  
義無御座候ニ付引導仕候

山屋敷喜七  
悴万七  
一女子  
但シ當二月出生四月十日  
ななつどき  
七時病死疑敷義茂  
無御座候ニ付引導仕候

合女式人  
右之通其時々於當  
寺ニ引導葬候儀  
相違無御座候 以上  
狐禪寺村  
光西寺 (印)

文政二年

二月

」 [原本]

以上の文書2点（〔資料10〕〔資料11〕）は、公式文書ではないが、次の3点を意味している。第1に乳児の死は引導證文によって確定されたこと、第2に死亡確認には寺僧、組頭、五人組頭（そして親類）が立合ったこと、第3にその結果は肝入に報告されたということである。肝入は死人がでたら当年の人数改帳をひらき、該当者の名前右肩に「去年十二月二日病死仕候」と墨書するか貼紙を付けるかして、翌年の帳面更新にそなえたのである。

## おわりに

仙台藩の人数改帳は、権力それ自身にとっては勿論のこと、地方（肝入、百姓）にとっても利用価値の極めてたかい帳簿であった。それは百姓一人一人の異同（移動）、持高（土地）、世帯構成、組人数、村の総人数とその性別・年齢別構成、そして出作高・入作高、それを差引した村総高などを、毎年把握するという役割を担っていた。それゆえ、村方で生起する1年間の変化・異同はすべて（土地であれ人であれ）、この帳面に確実に反映させるよう、相当の努力が払われた。藩は文書間の整合性を保つための照合作業を「引合」と呼称して重視したが、人数改帳こそがこの作業の「扇の要」（主帳簿）だったのである。

しかしながら、一見したところ至極当然とも見えるこの言明を、複数の文書を活用して実証した文献は、管見によれば、今のところ見当たらないようである。そこで筆者は、新たに発見した村方原本や刊本資料を手掛かりとして、それを実証しようと試みた。その結果、われわれは次の事実を確認することができた。すなわち、村役人は、村落共同体で生起する（土地と人をめぐる）多様な変化を、人数改帳と照合させることを通して確認し、時々刻々と帳面に修正をくわえた。庶民に生起する法制的・経済的・社会的変化は、煩瑣ではあるが不可欠の訂正作業を通してのみ、記録として固定されたのである。筆者は、権力が村方のこの営為（主要帳簿の整合性・体系性の保持）からえたメリットには看過できないものがあったと考える。

一方、明確にできなかった項目がいくつかある。第1に、6節で指摘したように、普通の人々の死はどのような公式的手続きをへて人数改帳に登載されたのだろうか。恐らく、特殊な人々の死と同様、親類、組仲間、組頭などが立合い、末期を看取ったであろう。何故なら、五人組は葬式組の役割をも担ったから、死者の枕頭に参集した者たちが（自ずと）立合人となり、死亡情報は組頭から肝入に伝えられたに違いないのである。その際、医師が立合う場合があったであろうが、肝入が引合の際に医師証状を使用したか否かについては、現在

の筆者には確証がない<sup>22)</sup>。

第2に、地形分遜願書の末尾に記された諸帳面（検地帳、人数帳、田地見帳、小割帳、御雇帳など）との引合（照合と更正）は、「実際に」おこなわれたのであろうか。これを検証するためには、地形分遜願書に記された分遜高・譲渡面積と上記帳面の高や面積とを照合し、移動の事実を数的・質的に押さえずなくてはならない。筆者の予備作業によると、検地帳との引合については、願書案詞〔資料4〕に明記され、分遜願書に文言とし明記されたものもあるが、願書末尾に役人の検地帳引合確認（引合月日、一筆、署名・押印）のある文書は、今のところ一点も発見できないのである。従って、検地帳との照合を実際におこなったとの確証は（今のところ）得られない。いずれにせよ、地形分遜願書と検地帳、人数改帳、田地見帳の照合作業が必要である。

第3に、引合役人の職制上の地位は何であり、彼らは何処で引合事務をおこなったのであろうか。この疑問は、藩は引合のために必要な帳面・帳簿を何処に保管していたのか、土地売買の認可権を誰に与えていたのか、それは郡奉行だったのか（事実上は代官が担当したのか）という論点とも密接に関連している。願書末尾には、最低でも1名、最大で4名の引合役人が署名・押印をしている。彼らは、仙台郷土研究会（2002, 106）に依拠すれば、代官配下あるいは郡奉行配下の役人に違いない。しかし、下級武士であったということ以外に、筆者には確かな情報がない<sup>23)</sup>。

第4に、町奉行や町役人は、町屋敷地の売買がおこなわれる際、村方が義務づけられたように、譲渡者に町屋敷分遜願書を提出させ、それと人数改帳とを引合わせたであろうか。それとも、別の（簡便）な方法で済ませたのであろうか。この論点は、町方（仙台北下）でも人数改帳が作成されていたか否かという、未解決の事項とも密接に関連している。一関藩の城下では、町人の存在は法制上容認されなかった。しかし、実際には町場が形成されて、人数改帳が作成され、百姓身分の「町人」が町屋敷に居住して屋敷売買もおこなった。その際は地形分遜願書が作成され、末尾に「検地帳引合」という文言が明記され

た<sup>24)</sup>。そして、願書には購入（転入）者と家族の名前、年齢が記載されたから、人数改帳との引合（帳面への登載）をしたに違いないのである。しかし、この点も今後解明すべき課題である。

いずれにせよ、近世国家は文書管理を如何に精密に実施しようとしたかということが、地方＝肝入文書にもとめた仙台藩の要求から、ここに明確となったのではないか。また人数改帳は、文書と文書、帳簿と帳簿の整合性・体型性を保持し続ける際に、中心的役割を担ったという点も、ここでははっきりと確認できたのではないだろうか。

### 〔付記〕

本稿の作成にあたっては、多くの皆さんから懇切なご助力をえました。資料の閲覧・収集にあたっては昆野治郎氏（北上市）、北上市立図書館（館員諸氏）、小野寺卓哉氏（一関市）の協力を、『市町村史』閲覧・入手については宮城県政情報センター（仙台市）、石巻市、室根村教育委員会を始めとする自治体・担当者のサポートをうけました。また、古文書の原本確認をめぐる煩瑣な照会については、板宮伸平氏（大郷町公民館）、伊藤裕一氏（古川市史編纂室）、大島晃一氏（一関市博物館）、倉橋真紀さん（仙台市史編纂室）、成田暢氏（石巻文化センター）、相馬美貴子さん（一関市博物館）が大変懇切かつ迅速に対応してくださいました。ここに記して謝意とします。

### 注

- 1) 村方が作成・保管を義務づけられた書類（肝入文書）の点数は、例えば一迫町史編纂委員会（1976）によると、帳面・控・絵図・その他をふくめ35点である。このうち冊形式の帳面は32点に上ったから、記載事項の変化に則して関連帳面を更新することは、恐らく容易ではなかったであろう。一迫町史編纂委員会編（1976, 246-8）。なお、人数改帳を中心とした引合の具体例については、本稿1～5節を見てほしい。
- 2) 文書紛乱の典型的契機は土地売買であった。土地は利害関係が錯綜する商品だったからである。例えば、古川市史編さん委員会（2004, 624）が収録している高分願書（但書）にこうある。

〔注資料1〕

「畑代五拾八文也 塚目村入作 遠藤甚次様御知行

但シ、右高稲葉村佐々木永助義塚目村江入作持添高二御座候所、先年塚目村御百姓長四郎方へ相遜置申候へ共、諸帳面不持ニ罷成居、此度如元之長四郎持添高二被成下度奉願候、同人方ニ而遜受候而も五

貫文以上之持添ニ不相成、尤新き分坪にも無御座候」[刊本]

この願書には同様の記載がもう一つある。「・・・諸帳面不埒ニ罷成居候ニ付、此度分遜願申上候間如願之ニ候（以下、省略）。要するに、公式の認可をえていない土地売買が判明、「不埒」と指摘されたので、改めて願書を提出して許可（聞判）を得たのである。文書粉乱が「諸帳面」に及んでいるとの指摘に注意してほしい。

- 3) 仙台市史編さん委員会（2000, 35-8）によれば、1677〔延宝5〕年3月付「百姓共地形分御式目」「在々御仕置御式目」「同添書」は一体の法令であり、土地分割や売買（地形分、売田買田）を禁止（制禁と）している。しかし、止むを得ず分割・売買する場合は代官・郡奉行の許可とらせることとした。

〔注資料2〕

「一去秋仰出候通、百姓共地形分不仕候様、自今以後弥以堅可相守、若不相分不叶者於有之ハ、其品御代官衆へ相達、御郡司衆吟味之上可申付候事

一売田買田従前々御制禁、弥以御停止ニ被仰付候条、向後堅売買仕間敷候、若不叶儀有之売買可仕候ハハ、其所御代官衆へ相達、吟味之上可申付事

一諸給人衆百姓猥ニ相禿候儀、自今以後御停止ニ被仰付候条、若不叶儀有之於相禿ハ、其所給人衆より御代官衆へ相達、御郡司衆吟味之上無意義候ハハ、可申付候事」 [刊本]

この法令は（実質的には）土地売買を容認したものである。他方で、一世帯の持高が五貫文（50石）を越す場合その土地は没収するとし、それを「其村少高之百姓ニ配分可申付候事」としている。しかし、既に「自分才覚」で土地を集積し、「遊民」化した「手前宜敷百姓共」が多数いることも認めざるを得なかったのである。要するに、延宝期（1673-80年）の仙台藩郡方では、土地市場が確実に形成されていたのである。

- 4) 土地市場の成立を売買文書を持ちいて確認してみよう。筆者が手許で活用できる『市町村史』から売買事例を挙げると、1692（元禄5）年8月5日付「地形永代相渡證文之事」が最も古い（千厩町史編纂委員会 [1993, 276]）。次いで、1700（元禄13）年5月23日付「〔地形分遜願書〕」（小牛田町史編纂委員会 [1970, 283-4]）、1711（宝永8）年3月18日付「高分譲願状」同 [1970, 285]、そして、1715（正徳5）年3月25日付「地形分遜證文」がある（桃生町史編纂委員会 [1988, 481]）。

村方の土地市場は、こうした文書によれば、遅くとも17世紀末には形成されていたと言えよう（なお、凶作・飢饉を契機とする禿百姓の増加が、広汎な市場形成を因らずも促したと推測することはできる。しかし、それを論証するためには、異常年の売買文書の点数が平常年のそれを凌駕することを実証する必要がある）。

一方、町方（仙台北下の町地）の土地売買事例は、仙台市史編さん委員会（1997）によれば、1662（寛文2）年8月19日付「家屋敷永代売渡披露書（仮題）」が最も古い。次いで、1681（天和1）年12月23日付「屋敷売渡申證文之事」、同月24日付「売渡申家屋敷之事」、そして1696（元禄9）年7月11日付「永代売渡申家屋敷之事」

がある。以上の文書から次のことがわかる。町方の土地市場は、例え萌芽的なものであれ、やはり17世紀中期以降には形成されていた。但し、残念ながら、町屋敷分遜願書は未見である。

- 5) [資料一] [資料二] とともに、「人別方之部」第三十二項（「人別改様之儀并御代官聞判等之儀、ヶ條を以被仰渡御下知之事」1729 [享保14] 年9月）第二目および第十八目。「伊達家四冊留」（佐藤祐逸家文書及び宮城県史編纂委員会 [1957, 118, 120]）。なお、御郡司とは郡奉行のことである。
- 6) 「流中村年中行事」1857（安政4）年3月の項（花泉町史編纂委員会 [1988, 854]）を参照。
- 7) 古川市史編さん委員会（2004, 665）、及び仙台郷土研究会（2002, 21-2）を参照。
- 8) 田尻町史編さん委員会（1982, 703-4）所収の「散田地跡式相続人奉願上帳」（遠田郡北方大貫村、門間家文書）を参照。但し、この文書は1871（明治4）年3月のものである。
- 9) 仙台藩は人頭百姓の破産を沽却禿と内禿とに区別した。内禿とは、大東町（1982, 419-20）の要領のよい説明によると、百姓が生活困窮に陥って土地・家財を処分しようとする際に、内々に譲渡人をきめて売却し、自らは水呑、添人、扶持喰などの身分者になることである。これに対して「沽却禿」とは、購入希望者（譲受人）がないので内禿処分ができず、藩から没収処分をうける事案である。  
 具体的処分は、有罪者に適用する法令である1700（元禄13）年5月付「妻子奴家財欠所之御覚」（大郷町史料編集委員会（1984, 640）、あるいは1799（寛政11）年3月（推定）「百姓闕所之事」（宮城県史編纂委員会（1957, 80-1）に拠ったかもしれない。その場合、家財は競売に付し、土地は入札に付して代百姓に耕作させ、売却金や落札金は「闕所金」として収納した。犯罪者の家族は身売処分<sup>やっこ</sup>をうけ、奴と呼称され「主人方ニ而勝手次第ニ可仕候」とされた。
- 10) 抱地高指引人とは抱地を代理差配する村方の百姓である（抱地とは人頭以外の身分者〔諸土、家中、寺院山伏、町人〕の土地・田畑で、そこには人頭並の役が課される。指引人とはいわゆる差配人のこと）。
- 11) 名子とは人頭の隷属農（高持名子と無高名子とがあった）のこと。
- 12) 新名子とは彼らよりも下層の水呑あるいは小高人頭から名子身分者（世帯）となった者と解される。
- 13) 添人とは世帯分解などで単身ないしそれに近い境遇となり、親類などに引き取られた者。
- 14) 家中手作人は地方知行人（武士）の土地を耕作する百姓と推定しておく。いずれも仙台郷土研究会（1991）を参照。
- 15) 類型（4）「百姓（人頭）から名子への売却」に間接的に該当する事例がある。それは、類型（12）の残間家文書で、「無百姓家中手作地」を購入したのは百姓（肝入）だが、それを名子持添高としたい旨願いでたケースである。このような迂回措置を

とった理由は、両者（肝入と名子）の社会関係が不明であるから、ここでは明確にできない。

- 16) 同類の案詞は、小見家（片倉氏家中）文書中の「村方扱」第七十一項（「百姓持高抱地遜り受候願申上候御事」）に収められている（白石市史編さん委員会（1974, 504-6）。但し、この案詞は刈田郡内18ヶ村を領有し、知行高18000石を所持した「大身地頭」片倉氏（伊達氏一家）のものである点に注意。収録者（亘理）は、「本書は村方支配の実務に関する留書である」としている。
- 17) 田地見とは年貢率決定法の一つで、毛見（けみ）と同義語で、定免（じょうめん）の反義語である。それは、米の実りを坪刈りなどして検査し、その結果を考慮して貢納率を決める方法である。従って、御田地見帳とは毛見の際に現場でもちいる野帳であり、それを踏まえて入高書上、不作高調書上などが作成された。

例えば、大郷町史史料編纂委員会（1984, 538-49）所収の文書4点（文書no.224「南政之助様御知行当御田地見野帳」（1853〔嘉永6〕年8月）、文書no.226「黒川郡大谷成田村南政之助様御知行当御田地見入高書上」（同年9月）、文書no.228「大谷成田村南庸之助様御知行御指引方当不作高調書上」（1855〔安政2〕年9月）などがそれに該当するであろう。但し、このときの田地見が内見あるいは小毛見段階のものだったか、あるいは大毛見だったかはわからない。いずれにせよ、肝入は田地見帳を整備・更新して、何時でも毛見に対応できる状態にしておく義務を負っていたのである。

- 18) 山を売却する場合、田地見帳への言及がないのは当然である。例えば、1732（享保17）年閏5月10日付證文にこうある。「右之通願申上候二付、人数御改帳、小割帳〔江〕当高引合相違無御座候条、如願之被成下度奉存候、以上」（千厩町史編纂委員会〔1993, 277-8〕の文書no.5「山永代相渡證文之事」による）。

また、耕作放棄地がでた場合、村（肝入）は代官へ散田願書をだす決まりだったが、その末尾にこうある。「宝暦七年當分諸役帳江引合、柳田十左衛門（印）、同年分人数帳へ引合、同年分御雇帳へ引合、橋元勝右衛門（印）、同年分御田地見帳へ引合、蔵伊右衛門（印）、脇市郎（印）」（古川市史編さん委員会〔2004, 134-5〕所収の文書no.25：1757（宝暦7）年正月付「栗原郡雨生沢村肝入組頭并地肝入共奉願候御事」、原本も参照）。

この栗原郡・雨生沢村文書は耕作放棄の原因、その後の対策・手続きなどを記しているので参考となる。まず、散田化の理由は「家内人無行衛罷成候二付、諸上納懸りを以願之上沽却禿 被仰付」たのであるとし、次いで跡地代百姓をさがすという手続きをとった。この事例では「代百姓望人村中近郡共ニ承届申候処、一円望人無御座」と記しているように、他郡までも承届（照会）したが希望者は一人もいなかった。そこで散田地願いをだすことにしたと記している。希望者がいなかった理由は、当該地は2貫272文を所持する上層百姓の持地であったが、「至而悪地山沢合之御田地ニ無御座候故」だったという。この文書は、この時期の領主・武士（課税

権者)の立場が決して強いものではなかったことを示唆しており、非常に興味深い。

なお、田地見については、領主・武士と百姓の利害は対立することが一般的だったので、その方法・心得は法令で定められた。仙台藩の法令・達しについては、1738(元文3)年8月付「御田地見方御定之事」(年次不詳「御田地見引方之事」(江刺市史編纂委員会 [1975, 317-330])、また1797(寛政9)年7月付「惣毛御田地見等之事」「四冊留」(第三冊)第三十二項(宮城県史編纂委員会 [1957, 162-7])に書かれた、詳細な内容を参照してほしい。

一方、百姓側の言い分としては、1797(寛政9)年百姓一揆「嘆願書三十一ヶ条」(仮題)中の「一御田地見御引方之儀は、御代官様惣毛一通を以御引方被成下度、尤皆無御改も直々御代官様ニテ御改被成下度候御事」(石越町史編纂委員会 [1975, 181-2]、同年4月付「東山十一ヶ村惣百姓願書箇条〔ヲ以〕願出左之通」27ヶ条中の「一御田地見、壹人前切坪所ニ而、何免引と直々仰付被下置度奉願上候」(千厩町史編纂委員会 (1993, 302)が参考となろう。田地見にかかわる不正・不満の原因ははっきりしている。

- 19) 文書 (no.16, 18, 20) によれば、新兵衛と要右衛門とは親類であり、新兵衛と庄助とは親類かつ五人組内であった。大郷町史史料編集委員会 (1996, 588-93) を参照。
- 20) 古川市図書館蔵「稲葉村大肝入佐々木永助当家秘蔵録」中の地形分遜願書2点(文政8、天保10年分)を参照。文書からは2ヶ村(稲葉村、大姉村)の人数改帳、田地見帳を引合わせたことがわかる。この文書は古川市史編さん委員会 (2004, 624-5, 642-4) に収録。
- 21) 千厩町史編纂委員会 (1993, 253) 所収の、次の文書を参照。

〔注資料3〕

「質物證文之事

岩井郡北小梨村万五郎当式拾九歳ニ罷成候〔処〕、壹歩判金拾七切髓ニ借置、式ヶ年式作之質物ニ差置〔申〕候〔以下、省略〕

岩井郡北小梨村御百姓

明和三年十二月

上あらい屋敷満五郎

人主 女房

同村御百姓麦田屋敷

口入 千松

同村御百姓小山屋敷和光院

口入 後家

同村御百姓上あらい屋敷

弟請人 十之助

藤沢町

勘助殿

」[刊本]

- 22) 1812 (文化9) 年2月6日、一関藩の撫育方下役たちは大肝入の役宅に「寄合」、懐婦死胎書上の案詞を(恐らく再)作成し、それを各村肝入のもとに持ち帰ったようである(下記案詞の〔末尾記載〕を参照)。この雛型は死胎を次の手順で確認すると定めた。まず、戸主が医師證状を添えて組頭・肝入に申告する。次いで、肝入が引導をうけた旨を確認したあと、それを明記して代官に(戸主・村役人・大肝入などと連名で)申しでるのである。

〔注資料4〕「懐婦死胎書上(案詞)」(1812〔文化9〕年2月、横長帳。小野寺卓哉家文書)

〔本文〕

「案詞

何郡何村春秋御改

懐婦死胎書上

一何屋敷誰女房

但シ何月之頃臨産ト申上

置候所、何様之病症ニ而

御醫師何之誰様之

御療治相受申候得共、

難産之上死胎出生仕

候間、御醫師證状差

添如此申上候

右之通相違無御座候尔付、

与頭五人与合見届、何

寺御引導相受葬

仕候上御届申上候、若

相違之儀も御座候ハハ

見届、村役人ハ勿論

親類与合迄、如何様之

曲事も可被仰付候、以上

誰

年号

月日

与合

与頭

下役

肝入

大肝入

利左衛門様

与四郎様  
悦之進様

〔末尾記載〕

右之通都合シ相極候ハハ  
宜敷様ニ相見得如斯  
御座候段、下役弥藏處より  
文化九年二月六日右尔付  
大肝入方へ寄合之節、  
相談之上写取持参  
如此御座候、以上

肝入

孫右衛門 〕 [原本]

この懐婦死胎書上〔注資料3〕と赤子病死書上〔資料10〕とは決定的に異なっている。前者は死産・流産などを把握することを、後者はこの世に生をうけ（ある期間を生きた）乳児の死を捉えることを目的とした。しかし、前者は医師証状（死亡診断書）だけでなく、新たに寺引導をうけるよう義務づけているのである（引導證文の具体例は〔資料11〕を見てほしい。なお、1810〔文化7〕年の懐婦死胎書上はそれを義務づけていなかった）。1812（文化9）年から寺僧を介在させることとしたが、その効果がどの程度であったかは不明である。

確かに、医師は当時の村方にとっても、是非とも必要な人材であった（例えば、七ヶ宿町史編纂委員会（1978, 387-8）所収の、1736（元文1）年12月付「借屋ニ医師差置願書（仮題）」が参考になる）。しかし、村役人や藩役人は彼らの産科施療については、これに疑念を懐いていたのである。案詞の文言は、死胎に託けた「墮胎、問引」を何としても防ごうとする、村役人たちの対応を雄弁に物語っているのではないか。

- 23) 郡奉行所（仙台藩庁）は、検地帳を除いて、膨大な数量の（毎年）村方文書（人数改帳、田地見帳、御雇帳、小割帳）を保管しなかった。代官所が原本（ないし副本）を保管した可能性も、帳面にもよろうが、小さいかもしれない（元来、地方文書＝御用帳簿の保管責任者は肝入であった）。とすれば、引合・署名・押印は、例えば、代官所の下役が大肝入役宅（会所）に出張、そこに各村肝入が案件をもち寄り、一件ずつ「相对」でおこなった可能性がある。本稿で使用した資料には必ず引合役人の署名と押印とがあり、その筆跡は自筆であり印形も自印であるという事実は、それを雄弁に物語っていると考えられる。われわれは、官僚機構内の稟議システムを、例えば地形分遜願書に焦点を絞って検討すれば、ある程度解明できるであろう。

筆者は、署名・押印から推定して、願書の流れを次のように図式化できると考え

ている。すなわち肝入→大肝入→代官→郡奉行（高分役）→代官→引合役人・大肝入・肝入である。肝入役宅に保存された願書で、関係者全員の押印があるものは、このプロセス全てを踏んだものに違いない。それは高分・土地売買の「認可証」ともされたであろう。

- 24) 1869（明治2）年7月付「地形永代分渡奉願候御事」（二関村塩屋文書）にこうある。

「・・無拋前書之通壺軒屋敷地之内半軒地之所、永代相遜候様御吟味被成下候ハヽ、地境等之義ハ左之連判之者共立合見届、御檢地帳へ引合広狭無之、以後出入無之様、訖度引渡之首尾可仕、・・・」〔原本〕

## 参考文献

- 大東町編『大東町史』（上巻）1982年。  
古川市史編さん委員会『古川市史』（第8巻、資料Ⅲ、近世2）2004年。  
藤沢町史編纂委員会『藤沢町史』（本編上）1979年。  
花泉町史編纂委員会『花泉町史』（資料編）1988年。  
七ヶ宿町史編纂委員会『七ヶ宿町史』（資料編）1978年。  
一迫町史編纂委員会『一迫町史』1976年。  
石越村史編纂委員会『石越村史』1975年。  
石巻市史編さん委員会『石巻市史』（第9巻、資料編3、近世編）1990年。  
小牛田町史編纂委員会『小牛田町史』（上巻）1970年。  
宮城県史編纂委員会『宮城県史』（31、資料集Ⅲ）1957年。  
桃生町史編纂委員会『桃生町史』（第二巻、資料編）1988年。  
室根村史編纂委員会『室根村史』（CD版）2004年。  
大郷町史史料編纂委員会『大郷町史』（史料編二）1984年。  
同『大郷町史』（史料編三）1986年。  
坂田啓『私本 仙台藩士事典』（私家増訂版）2001年。  
柴田町史編纂委員会『柴田町史』（資料編Ⅱ）1986年。  
白石市史編さん委員会『白石市史』（史料編下）1974年。  
仙台郷土研究会『仙台藩歴史用語辞典』1991年  
同『仙台藩歴史事典』2002年。  
仙台市史編さん委員会『仙台市史』（資料編3、近世2、城下町）1997年。  
同『仙台市史』（資料編4、近世3、村落）2000年。  
千厩町史編纂委員会『千厩町史』（第三巻、近世2）1993年。  
田尻町史編さん委員会『田尻町史』（上巻）1982年。